

一般社団法人

アコード租税総合研究所

Accord Tax general Institute



所長挨拶



酒井 克彦（所長・代表理事）

- 〔最終学歴〕 中央大学大学院法学研究科博士課程修了。法学博士。
〔現職〕 国士舘大学法学部 兼 同大学大学院法学研究科教授
日本司法書士連合会登録免許税制検討会座長
日本台湾法律家協会常務理事、租税訴訟学会理事
租税法学会、日本私法学会、日本公法学会
IFA(International Fiscal Association: 国際租税協会) 等会員
- 〔主要業績〕 『スタートアップ租税法』（財経詳報社・単著）
『裁判例からみる相続税・贈与税』（大蔵財務協会・共著）
『税ってなんだろう 〔3訂版〕』（朝陽会・共著）
『企業法務戦略』（中央経済社・共著）
『信託ビジネスのニュートレンド』（産業調査会・共著）、その他多数

アコード租税総合研究所所長の酒井克彦でございます。

租税法律関係においては、しばしば納税者と租税行政庁の見解が対立し、紛争が生じます。裁判や不服審判に紛争解決のシステムとしての重要な役割が期待されていることは間違いありませんが、租税専門家や納税者の望むところは、争訟前の段階での紛争解決にあるのではないのでしょうか。さらにいえば、そもそも紛争など発生しないことがなによりも望ましいはずです。

法律解釈や事実認定の正当性判断において争訟制度に期待するところには大きいものがありますが、納税者と租税行政庁との間での情報の共有がなされていれば生じる必要のなかった紛争や、立法論的に手当てされていれば生じなかったというような紛争が争訟に持ち込まれることが多いという実情に鑑みると、コンフリクトの未然防止を議論することの重要性を感じずにはいられません。

そこで、納税者と租税行政庁との間のコンフリクトの解消あるいは未然防止のために、双方の架橋を図ることを目的として、当研究所を設立いたしました。

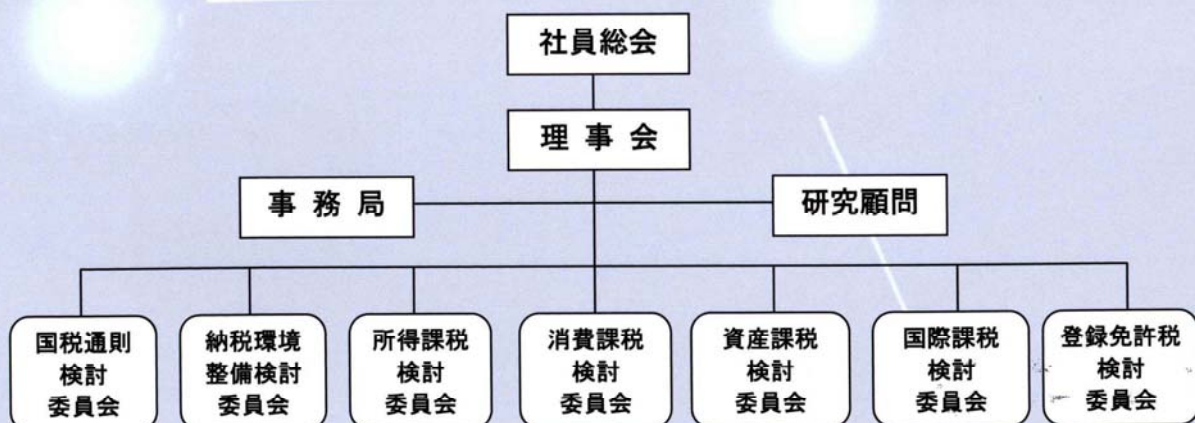
さて、納税者と租税行政庁との橋渡しには、インフラストラクチャーの構築が重要です。

例えば、民官学の3者の共通フォーラムの構築、そのフォーラムにおける議論を通じた問題の事前発掘、問題解決に向けた解釈論的・立法論的あるいは行政手法的アプローチの研究が重要となると考えます。それぞれの立場からの意見を出せるような議論の場を提供したいと考えております。当研究所はその役割を果たすことを目指して活動を開始いたします。そこで、適宜、様々な情報提供を行うとともに、研究成果たる解釈提言、立法提言、行政手法提言などをいたします。

また、我が国には、納税者と租税行政庁との橋渡しをするべく中立的立場を堅持する専門家として税理士制度が設けられています。税理士は納税者のもっとも頼りになる租税専門家ですから、税理士が租税法の解釈論をしっかりと身に着けることは、コンフリクトの解消や未然防止に必ずや寄与するはずであると確信いたします。かような意味では、当研究所は税理士の研鑽への支援活動もいたしてまいります。

アコード租税総合研究所は、租税制度や納税環境整備などを多角的に研究対象とするシンクタンクです。皆さまのご理解とご協力を賜れば幸甚に存じます。

組織図



検討課題

委員会	検討事項
国税通則検討委員会	・ 国税通則法の抜本的改正（国税基本法の制定）に向けた継続的な研究
納税環境整備検討委員会	・ 納税者番号制度に関する検討 ・ プライバシー保護に関する検討 ・ 税理士制度の在り方・税理士賠償責任論を巡る諸問題
所得課税検討委員会	・ 源泉徴収制度・年末調整制度の検討 ・ 法人税と所得税の調整 ・ ビークル課税と構成員課税 ・ 所得税法上の所得区分の見直し論
消費課税検討委員会	・ インボイス方式の導入 ・ 食料品等の非課税問題（二段階税率制度の創設）
資産課税検討委員会	・ 課税ベースの拡大 ・ 遺産取得課税方式への移行問題
国際課税検討委員会	・ 国際課税を巡る紛争問題 ・ 国際課税における行政手法を巡る問題
登録免許税検討委員会	・ 登録免許税の性質論 ・ 登記の真实性の確保と登録免許税回避問題 ・ 登録免許税争訟を巡る諸問題

研究員

顧問



■品川 芳宣
早稲田大学大学院教授

上席主任研究員



■秋山 高善
税理士

研究主幹



■今村 隆
駿河台大学法科大学院教授



■玉國 文敏
中央大学大学院法学研究科教授



■吉村 典久
慶応義塾大学法学部兼法科大学院教授

■阿部 泰久

研究顧問

- 阿部 泰隆 中央大学教授
- 池本 征男 税理士・中央大学兼任講師
- 一高 龍司 京都産業大学教授
- 伊藤 雄二 税理士
- 伊藤 義一 税理士・松蔭大学大学院教授
- 岩崎 政明 横浜国立大学教授
- 占部 裕典 同志社大学法科大学院教授
- 大江 晋也 税理士・名古屋経済大学教授
- 大橋 時昭 税理士・中央大学兼任講師
- 奥谷 健 島根大学准教授
- 川田 剛 明治大学大学院教授
- 川端 康之 横浜国立大学大学院教授
- 神津 信一 税理士
- 駒宮 史博 新潟大学大学院教授
- 佐藤 孝一 税理士
- 佐藤 正勝 青山学院大学大学院教授
- 菅原 英雄 税理士
- 平 仁 税理士・国士舘大学兼任講師

武井一浩 弁護士・早稲田大学法科大学院客員教授
西本靖宏 桐蔭横浜大学法科大学院准教授
濱田明子 明星大学准教授
平野嘉秋 日本大学教授
藤井保憲 日本大学教授
細田明 税理士
堀口和哉 高千穂大学教授

本庄資 名古屋経済大学大学院教授
松岡章夫 税理士・東京国際大学大学院客員教授
三木義一 立命館大学法科大学院教授
八ツ尾順一 近畿大学教授
山田俊一 税理士
吉川保弘 税理士・駿河台大学兼任講師
渡辺智之 一橋大学国際・公共政策大学院教授

入会案内

入会金 なし

年会費	個人会員 1口	30,000円(学生会員 3,000円)
	法人会員 1口	60,000円
	賛助会員 1口	60,000円

年会費の計算期間は、毎年5月1日から翌年4月30日の1年間とする。なお、会員として申し込みをした日

がその年の10月1日以降となった場合には、第一項各号に定める年会費の額の50%相当額をもって、初年度の年会費の額とする。

会員特典として、アコード租税総合研究所主催の各種セミナー受講料の割引や各委員会の傍聴、メールマガジンの購読、機関誌の購読等のサービスが受けられます。詳しくは当研究所のWebにてご確認ください。

会員規約（抄）

(入会手続等)

第2条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、所長の承認を得なければならない。

2 所長は、前項の申込書の提出があったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 所長は、会員になろうとする者に対して入会を認めない場合ときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その資格を喪失する。

- 一 研究所を退会する旨の届出をしたとき。
- 二 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 会費を滞納したとき

(退会)

第6条 会員はいつでも退会する旨の届出を研究所に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第7条 会員が違法行為又は著しく道義に停る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるときは、理事会の決議により除名することができる。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第8条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(規程の変更等)

第9条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

お問い合わせ

各種お問い合わせは下記の通りです。

一般社団法人 アコード租税総合研究所

郵便番号：130-0001

住所：東京都墨田区吾妻橋 2-18-12

電話：03-5799-4588 (ファクシムレ委託)

FAX：03-5799-4588

E-mail：honbu@at-i.info

URL：http://www.at-i.info/

《研究所名・ロゴのご説明》

アコード租税総合研究所のアコード [accord] には、民と官との間に生じることの多いコンフリクトを未然に防止するという意味での「調和」と、更に、民官学のそれぞれの「協調」のもとに研究を進めるという意味が込められております。

調和や協調を意味する [accord] という文字を重ね合わせて作ったロゴが緑色の部分です。AT-I とは、accord tax institute の頭文字ですが、[at] を研究所「I」の前置詞として配置し、「その研究は当研究所において実施する」という意味を持たせております。そこには民官学の意見のフォーラムを提供したいという願いも込めております。